

音更町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和6年3月25日

音更町農業委員会

音更町農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」第7条に基づき、指針として、具体的な目標と取組方法、目標の達成状況に対する評価方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は農業委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現状 (令和6年3月)	24,300ha	0ha	0%
目標 (令和9年3月)	24,300ha	0ha	0%

【目標設定の考え方】

遊休農地については、今後も発生させないように維持する。

(2) 具体的な取組方法

毎年8月から9月の間に、農業委員全員による全町、地区担当委員を中心とする農地パトロールを実施する。

(3) 目標の達成状況に対する評価方法

遊休農地の割合により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現状 (令和6年3月)	24,300ha	22,480ha	92.5%
目標 (令和9年3月)	24,300ha	22,495ha	92.6%

【目標設定の考え方】

農地利用集積については、現状を維持しつつ、さらに非担い手の所有農地を担い手へ集積させていく。

(2) 具体的な取組方法

- ①非担い手や規模縮小農家の所有する農地について、あっせんの希望を確認し、担い手に集積する。
- ②町、農地中間管理機構、農協等関係機関との連携により農地中間管理事業等の活用を図る。

(3) 目標の達成状況に対する評価方法

農地の集積率により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数
現状 (令和6年3月)	5経営体
目標 (令和9年3月)	6経営体

【目標設定の考え方】

新規参入については、各年度において2経営体の新規参入を目標とする。

(2) 具体的な取組方法

就農希望者に対しては、営農計画等により確実性を判断し、関係機関、地域と連携した農地のあっせん等に努める。

(3) 目標の達成状況に対する評価方法

新規参入者の数により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。